

# 緑区吹奏楽団 規約

## 第一章 総則

### 第1条 (名称)

本団は、正式名として「緑区吹奏楽団」と称する。

なお、本団の英語での表記は「Midori Ward Symphonic Band」とする。

また、略称として「みど吹」「MSB」とする。

## 第二章 目的および事業

### 第2条 (目的)

本団は、吹奏楽の演奏を通じて、千葉市緑区およびその周辺地区の健全なる音楽文化の発展向上に寄与すること、および団員の音楽技術の向上を目的とする。

### 第3条 (事業)

本団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 通常練習 (毎週土曜日)
- (2) 特別練習 (必要に応じて別に定める)
- (3) 演奏会 (定期演奏会・ファミリーコンサート・ジョイントコンサート・他)
- (4) 市民音楽活動 (慰問・地域演奏・他)
- (5) コンクール出場 (吹奏楽コンクール)
- (6) 講習会・研究会等、吹奏楽普及活動
- (7) 団員相互の親睦活動
- (8) 他団体との連絡や提携
- (9) その他、目的の範囲内において相当と認めた事業

## 第三章 役員

### 第4条 (役員と任務)

本団には次の役員を置き、任期は1年とし、再任、兼務を妨げない。補欠又は増員された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。なおその任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。

- (1) 代 表 : 団長 1名、 副団長 1名

団長は、本団を代表し、団の総責任者としての責任と決定権を持ち、細則の承認を行う。

副団長は、団長を補佐し、非常時には団長の責務を代行する。

(2) 会 計 : 2名

団費の出納および各事業において発生する特別な費用の出納に責任を持つ。

(3) 監 査 : 1名

会計を監査する。

#### 第5条 (役員を選出)

役員は立候補及び推薦にて総会で選出する。

### 第四章 運営

#### 第6条 (委員会と役割)

本団は次の委員会を持ち、それぞれの委員会が役割に応じた活動を行う。

委員会の構成員(以下「委員」とする)は、立候補及び推薦にて選出するものとし、正団員は必ず委員として委員会に所属することとする。

任期は1年とし、再任、兼務を妨げない。補欠又は増員された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。なおその任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。

また、各委員には委員長を一名おき、各委員会を代表し、委員会に応じた責を担う。

委員長は委員会内で互選とする。

また、各委員会は年一回、自主的にレクリエーション企画を立案・実行する役割を持つ。

##### (1) 事務局

事務局は以下の役割を持つ。

- 1 本団の運営に関する事務全般
- 2 団統括のための実質作業
- 3 細則の運用・管理
- 4 各種会議の企画、招集
- 5 依頼演奏の仲介、対外活動等

##### (2) 技術委員会

技術委員会は以下の役割を持つ。

- 1 基礎合奏管理、団内指揮
- 2 練習内容等の企画
- 3 選曲会議の企画、招集
- 4 団内技術向上補佐全般

##### (3) 演奏会実行委員会

演奏会実行委員会は以下の役割を持つ。

- 1 定期演奏会の運営、企画
- 2 上記に付随する庶務、対外業務全般

#### (4) 広報委員会

広報委員会は以下の役割を持つ。

- 1 演奏会の宣伝・媒体作成
- 2 集客活動全般
- 3 団員募集等の広報活動
- 4 演奏会等の後援申請等

#### (5) 蔵書委員会

蔵書委員会は以下の役割を持つ。

- 1 指揮者用スコア作成、手配
- 2 楽譜データ化及びファイル管理
- 3 団内原譜の管理全般

#### (6) 予約管理委員会

予約管理委員会は以下の役割を持つ。

- 1 練習場所の予約
- 2 その他 練習場所の確保に関する諸業務  
(練習場所予約、結果周知、団体登録等)

#### (7) 運搬委員会

運搬委員会は以下の役割を持つ

- 1 楽器運搬作業
- 2 運搬管理・楽器倉庫内管理

#### (8) 特別委員会

第4条に定める代表、第6条に定める事務局、委員長の判断で、適宜、特別委員会を運用する事ができる。

## 第五章 組織

### 第7条 (組織)

本団は、吹奏楽を愛好する同好の士をもって組織する。

## 第8条（団員）

本団の団員は次の通りとする。

- （1）正 団 員 団活動に参加できる者。
- （2）準 団 員 特定の団活動に参加できる者。または、事務局が認めた者。
- （3）学生団員 高校生以下の学生で、団活動に参加できる者。（小学生は保護者同伴を要す）
- （4）賛助団員 個人又は法人で、本団の趣旨に賛同し、団活動を後援する者。または、パートの要請、技術委員の助言により事務局が認めた者。

## 第9条（パートリーダー）

各パートにパートリーダーを置く。

パートリーダーはパートを代表し、パートの運営・練習活動に責任を持つ。

パートリーダーは各パート1名とし、パート内で互選する。ただし、円滑に業務が行われていないと判断された場合、事務局がパートリーダーを指名する場合もある。

## 第10条（入団、休団および退団）

入団、休団および退団は書面により届け出を行い、事務局の承認を得なければならない。

- （1）入団：入団を希望する場合は、入団届をパートリーダー経由で事務局へ提出する。  
（高校生以下の場合は保護者の承諾が必要。）入団月の翌月から団費を支払う。
- （2）休団：長期欠席（やむを得ない事情で3ヶ月以上）の場合は、事前に休団届をパートリーダー経由で事務局へ提出する事で、申請期間中の団費免除とする。
- （3）退団：やむなく退団する場合は、退団届をパートリーダー経由で事務局へ提出する。受理された日をもって退団とするが、未納の団費がある場合は、全額精算したのちの退団とする。  
また、団費を6ヶ月以上滞納した場合や団の運営に支障を来すような場合は、事務局による協議を行い、除名処分とする場合がある。

## 第六章 会議

### 第11条（会議と決議事項）

本団は次の会議を持ち、以下の役割を持つ。

#### （1）総 会

構成員は第8条に定める団員とし、事務局がこれを招集する。

- 1 役員・事業・会計の報告、承認
- 2 規約の改正についての立案、承認

#### （2）委員長会議

構成員は第4条に定める代表、第6条に定める事務局、委員長とし、事務局がこれを招集す

る。

- 1 事業の遂行に関する立案
- 2 会計の運用に関する立案
- 3 細則の立案
- 4 各種事案の報告等

### (3) 選曲会議

構成員は必要に応じ技術委員が指名し、技術委員長がこれを招集する。

- 1 各種演奏会の選曲

### 第12条 (議長)

会議は、事務局が指名したものが議長となり、議決は、出席者（委任状含む）の過半数の賛成による。ただし賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第七章 常任指導者、音楽監督

### 第13条 (常任指導者、音楽監督)

本団に常任指導者及び音楽監督を置くことができる。

- (1) 常任指導者及び音楽監督は事務局がこれを推戴する。
- (2) 常任指導者は団の要請に応じ、団活動に関する助言をする事ができる。
- (3) 音楽監督は団の演奏活動等において指示、監督を行う。
- (4) 常任指導者と音楽監督は兼務する事を妨げない。

## 第八章 会計

### 第14条 (経費)

本団の経費は、団費・補助金・寄付金・その他の事業収入をもってこれに充てる。

### 第15条 (団費)

- (1) 正 団 員 月額 2, 5 0 0 円
  - (2) 準 団 員 月額 1, 0 0 0 円
  - (3) 学生団員 月額 1, 0 0 0 円
  - (4) 賛助団員 無料
- \* 毎月団員個々に会計へ渡す。
  - \* 月初から当月分の徴収を行う。
  - \* 演奏会等により、別途徴収する場合もある。

## 第16条（会計年度）

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わることとする。

## 第九章 付則

### 第17条

本規約の遂行に必要な細則は、事務局及び委員長会議で立案し、代表の承認にて決定する。

### 第18条

本規約の改廃は、総会の決議を要する。

### 第19条

本規約に定めない事項については、事務局に一任する。

### 第20条

本規約は、平成25年4月20日よりこれを改正施行する。

平成24年4月7日改訂

- ・第三章 第2条（団員）・第四章 第1条（役員と任務）・第六章 第2条（議長）

平成25年4月20日改訂

- ・全面改訂

平成26年4月19日改訂

- ・第四章 運営 第6条（委員会と役割） ※文面改訂、渉外委員会廃止
- ・第七章 常任指導者 第13条（常任指導者） ※文面改訂

平成27年4月25日改訂

- ・第四章 運営 第6条（委員会と役割） ※企画委員会廃止